

JSG ニュースレター

<Tax>

地震による災害損失について 各種税額の減免が可能

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2024年4月3日、台湾東部の海域で大地震が発生し、納税義務者の財産に損失が生じました。納税義務者は不可抗力である災害発生時に、災害損失の減免申請を行うため、「被害状況の写真撮影」、「書類の準備」、「減免申請」という3つの手順に留意いただき、災害発生後30日以内に管轄の徴税機関に対し各種税額の減免申請を行うこととなります（詳細は「[災害損失税額減免一覧表](#)」をご参照ください）。

所得税、営業税、家屋税および地価税の減免にかかる規定は、以下のとおりです。

- 一、所得税：**被災者は災害発生後30日以内に、損失リストおよび証明文書を添えて所轄の国税局分局または徴税機関の調査員による調査を申請してください。査定後、当該年度の個人総合所得税または営利事業所得税の確定申告時に災害損失として申告することができます。被災エリアの工場または分支機関とその本店が異なる県・市に属する場合は、工場または分支機関の所在地を管轄する国税局分局または徴税機関に対し、調査員の派遣を申請することができます。

二、**営業税**：小規模事業者は、災害の影響で営業ができない場合、所轄の国税局分局または徴税機関に対し、未営業の日数分を控除する申請をし、許可を得て、実際の営業日数に応じて営業税を計算することができます。

三、**家屋税**：被災した納税義務者は、災害発生日から起算して 30 日以内に、徴税機関に対し家屋税の減免を申請することができます。建物の損壊面積が 3 割以上 5 割未満の場合、家屋税の徴収は半分が減額され、損壊面積が 5 割以上で修復をして初めて使用が可能となる場合は、家屋税の徴収が免除されます。

四、**地価税**：土地税減免規則第 12 条の規定により、山崩れ、陥没、流失、土石流等の環境により制限を受けた、および技術的に使用することができない土地については、地価税が全額免除されます。被災した土地の所有者または質権者は、2024 年 9 月 23 日（2024 年 9 月 22 日は日曜のため 23 日に順延）までに、または災害発生日から起算して 30 日以内に徴税機関に対し申請を行うことができます。

勤業衆信の見解

以下の状況に該当する営利事業は、関連の証明書類を添付して、国税局に書面審査を申請することができます。

1. 被害を受けた対象物について、保険加入している部分または会計士監査報告書を提出できる場合は、金額にかかわらず書面審査を申請することができます。
2. 被害を受けた対象物について、保険加入していない部分は、損失金額が新台幣ドル 500 万元以下のものについて、申請することができます。

書面審査の要件に該当しない場合、国税局は規定に基づき調査員を派遣し、事実に基づき査定を行います。



Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)

台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



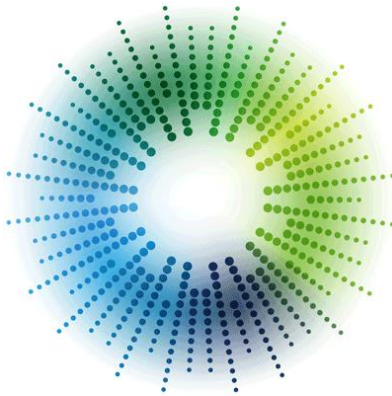
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2024 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

地震造成之災害損失，得減免相關稅捐

民國 113 年 4 月 3 日臺灣東部海域強烈地震，造成納稅義務人財產損失，納稅義務人遭遇不可抗力災害時，記得把握災損減免三步驟，「拍照存證」、「檢附文件」及「申請減免」，並於災害發生後 30 日內，報請轄區稅捐稽徵機關辦理各項稅捐減免（詳「[災害損失稅捐減免一覽表](#)」）事宜。

謹就所得稅、營業稅、房屋稅及地價稅之減免規定說明如下：

- 所得稅**：受災戶應於災害發生後 30 日內，檢具損失清單及證明文件，報請管轄國稅局分局或稽徵所派員勘查，經核定後，得於辦理該年度綜合所得稅或營利事業所得稅結算申報時，列報災害損失；如災區內之工廠或分支機構與其總公司分屬不同縣市者，亦可向工廠或分支機構所在地國稅局分局或稽徵所就近申請派員勘查。
- 營業稅**：小規模營業人因災害影響無法營業者，可向管轄國稅局分局或稽徵所申請，准予扣除其未營業之天數，以實際營業天數計徵營業稅。
- 房屋稅**：受災戶納稅義務人於災害發生之日起 30 日內，向稅捐處申請減免房屋稅。房屋毀損面積 3 成以上不及 5 成者，房屋稅減半徵收；毀損面積 5 成以上，必須修復始能使用者，免徵房屋稅。

四、地價稅：依土地稅減免規則第 12 條規定，因山崩、地陷、流失、沙壓等環境限制及技術上無法使用之土地，地價稅全免。受災土地之所有權人或典權人，得於 113 年 9 月 23 日前(今年 9 月 22 日遇假日，順延至 9 月 23 日)或災害發生之日起 30 日內向稅捐處提出申請。

勤業眾信觀點

提醒營利事業符合下列情形及檢附相關證明文件者，得由國稅局書面審核：

1. 受損標的物投有保險部分或可提供會計師簽證報告者，不論金額多寡，均予書面審核。
2. 受損標的物未投有保險部分，報備損失金額在新臺幣 500 萬元以下者。

未符書面審核之案件者，國稅局將依規定派員實地勘查，核實認定。

 [Get in touch](#)

[日商組新聞稿之歷史消息請點這](#)

[日商組官方網站請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所網絡及其相關實體(統稱為"Deloitte 組織")。DTTL(也稱為"Deloitte 全球")每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不能就第三方承擔義務或進行約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他行為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、邦加羅爾、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、孟買、新德里、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。

對於本出版物中資料之正確性及完整性，不作任何(明示或暗示)陳述、保證或承諾。DTTL、會員所、關聯機構、雇員或代理人均不對任何直接或間接因任何人依賴本通訊而產生的任何損失或損害承擔責任或保證(明示或暗示)。DTTL 和每一個會員所及相關實體是法律上獨立的實體。

© 2024 勤業眾信版權所有 保留一切權利